

令和 7 年度静岡の茶草場農法 P R 動画制作業務 企画提案募集要領

この要領は、「令和 7 年度静岡の茶草場農法 P R 動画制作業務（以下「本業務」という。）」を委託する事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 目的・趣旨

茶草場農法は、農業と生物多様性が両立した農法として世界的に価値が認められ、世界農業遺産に認定されているが、認知度の低さや付加価値の向上が課題となっており、国内外へ魅力を発信していくことが必要である。そこで、茶草場農法が有する魅力を国内外へ広く発信し、認知度向上や消費促進につながる P R 動画を作成する。

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和 7 年度静岡の茶草場農法 P R 動画制作業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度静岡の茶草場農法 P R 動画制作業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(4) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

上限 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予定価格ではなく、委託業務全体の規模を提示するものである。

3 公告

令和 7 年 8 月 28 日（木）に世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会ホームページに掲載する。

4 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を持する者であること。また、十分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整ができ、緊急時に迅速な対応が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定

を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 企画提案参加方法

(1) スケジュール

県HPによる公告開始	8月28日（木）
実施内容等に関する質問書の提出期限	9月4日（木）午後5時まで
参加申込書、企画提案書等の提出期限	9月9日（火）正午まで
参加承認及びプレゼンテーションの案内通知	9月10日（水）午前9時まで
プレゼンテーション	9月11日（木）午後
選定結果の伝達	9月12日（金）

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和7年8月28日（木）午後3時～令和7年9月4日（木）午後5時 ※交付の受付は平日午前9時から午後5時まで
交付場所	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会事務局（水の森ビル3階）
交付資料	①令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務 企画提案募集要領 ②令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務 企画提案仕様書
交付方法	上記の場所での手交又は電子メールによる。

(3) 質問及び回答

- ・本業務に係る質問については、電子メールにて令和7年8月28日（木）午後3時から令和7年9月4日（木）午後5時までの期間に受け付ける。

(4) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期間	令和7年9月9日（火）正午まで（必着）
提出方法	持参又は郵送とする。
提出先	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会事務局（水の森ビル3階）
提出書類	① 令和7年度企画提案参加申込書（様式1） ② 企画提案書（様式任意） ※企画提案書は原則カラー印刷とし、ホチキス止めすること ③ 全体スケジュール計画（様式任意） ④ 業務体制（様式任意） （総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数等） ⑤ 同種・類似業務の実績（様式任意） ※地方公共団体等の農業等に関する動画・リーフレット等の制作を受託した実績がある場合は、その成果物を保存したDVD-R（1枚）を添付するか、インターネットに公開されているものについてはURLを示すこと。 ⑥ 見積書（様式任意） ※宛名を世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会会長とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。
提出部数	6部（正本1部、副本5部） ※①は各1部の提出とする。
提案件数	企画提案は、1団体（個人）につき1件とする。
留意事項	① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式2）を提出すること。 ④ 提出された企画提案書について、協議会から内容についての質問をすることがある。 ⑤ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑥ 提出された企画提案書は返却しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑦ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

6 プレゼンテーションへの参加承認及び当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を9月10日（水）午前9時までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者にはプレゼンテーションの当日案

内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後 5 時 30 分までに「11 応募先及び問合せ先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、協議会にその理由の説明を求めることができる。

7 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和 7 年度静岡の茶草場農法 P R 動画制作業務企画提案選定委員会において、7 (3) 審査基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 企画提案書の説明

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。

日 時	令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 ※時間は別途通知
場 所	水の森ビル 2 階共用会議室またはオンラインの選択
そ の 他	① 企画提案書に基づき説明すること。 ② 補足資料がある場合は、当日 6 部用意すること。 ③ プレゼンテーション資料は紙媒体のみとする。 ④ 説明時間は 20 分以内とする。 ※所要時間は 1 参加者につき 30 分程度（質疑応答を含む）を予定

(3) 審査基準

次の事項等を審査基準とする。

項目	基準
(1) 企画提案	業務内容を的確に理解し、応えられる提案になっているか
	ターゲット視聴者の関心を促す内容になっているか
	茶草場農法の魅力や価値が伝わる内容になっているか
	制作する動画のテーマや構成が適切か
	提案内容に新規性や独創性があるか
(2) 業務の遂行	提案内容やスケジュールは現実的で、実現可能であるか
	業務を支障なく運営できる人員体制となっているか
	業務を遂行できる十分な実績やスキルがあるか
	業務を支障なく遂行できる知識や人脈があるか
(3) 経費見積の妥当性	事業内容に見合った経費見積りとなっているか

8 受託者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、予算上限額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり伝達する。

①日 時	令和7年9月12日（金）
②方 法	すべての応募者に電子メールにて通知する。

9 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間企業等と協議会との間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。場合によっては、双方で調整の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積書を徴する随意契約を行い、契約締結となる。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 応募先及び問合せ先

- (1) 名 称 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
(事務局：静岡県経済産業部農業局お茶振興課世界緑茶班)
- (2) 所在地 〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階
- (3) 連絡先 電 話 054-202-1488
F A X 054-202-1480
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで)
電子メール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(様式1)

令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務企画提案参加申込書

令和 年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
会長 鈴木 康友 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案について、募集要領に示された内容を確認の上、参加を申し込みます。

なお、募集要領に定める参加資格要件を全て満たしていること、また、参加申込に係る書類に記載した全ての事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務

2 担当者連絡先等

担当者職氏名	
T E L	
F A X	
E-mail	

(様式2)

令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務企画提案参加辞退届

令和 年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
会長 鈴木 康友 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案について参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退いたします。

記

業 務 名 令和7年度静岡の茶草場農法PR動画制作業務

辞退理由